

京都市消防局訓令乙第6号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

平成22年11月30日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第1条第1項第2号中「，健康保険組合」を削る。

附 則

この訓令は，平成22年12月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)